

手順書: 血糖コントロールに係る薬剤投与関連

28. インスリンの投与量の調整(1)(2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書(スライディングスケールは除く)により、身体所見(口渴、冷汗の程度、食事摂取量等)及び検査結果(血糖値等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、インスリンの投与量の調整を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

血糖値の上昇・低下、高血糖・低血糖症状があり、インスリンによる血糖コントロールが必要な患者



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

バイタルサインが安定している場合
 重度の高血糖によると思われる症状が存在しない(意識障害、不穏、強い倦怠感、口渴、多飲、多尿など)場合
 重度の低血糖によると思われる症状が存在しない(意識障害、不穏など)場合
 高血糖や低血糖が、感染症、悪性疾患など他の重大な疾患による二次的なものではない場合

病状の範囲外

不安定
緊急性あり

担当医師に直接連絡



病状の範囲内

安定

緊急性なし

【診療の補助の内容】

インスリンの投与量の調整
・血糖値と高血糖・低血糖症状の有無を観察する
・血糖値に合わせて、インスリンを添付文書に基づく用法・容量によって、皮下注射、静脈注射、又は持続静脈注射を行う
・低血糖時は、ブドウ糖の経口摂取、静脈注射を行う



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

意識状態の変化
 バイタルサインの変化
 血糖値
 高血糖症状、低血糖症状の有無
 HbA1c、グリコアルブミン、尿糖、尿ケトン
 注射部位の皮膚の異常の有無
 食事摂取量
 低血糖発作と思われる症状が出現した場合の対処法

<確認事項>

異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師に直接連絡する



【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

担当医師に直接連絡する
 特定行為の実施を診療録に記載する